

横植協会02-17号

令和2年8月24日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第17号を送信します。

### 【インドネシア産バナナネモグリセンチュウ寄主植物に係る緊急の暫定措置の実施について】

アンスリウム苗やショウガ、サトイモ等を我が国に輸入する場合、検疫害虫であるバナナネモグリセンチュウの我が国への侵入・まん延を防止するため、輸出国の栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、その旨を追記した検査証明書（植物検疫証明書）の添付が必要であることが植物防疫法施行規則に記されています。

本年2月に、バナナネモグリセンチュウに係る所定の検査が実施され、当該センチュウに侵されていない旨追記されたインドネシアの検査証明書が添付されたアンスリウム苗からバナナネモグリセンチュウが発見されたことに伴い、農林水産省は、インドネシア側で植物検疫措置が適切に実施されているか確認するため、令和2年9月4日から当面の間、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行う旨、(一社)全国植物検疫協会を通じて農林水産省植物防疫課から通知がありましたのでお知らせします。

対象植物及び検定方法の詳細については、別添の農林水産省の通知文書をご覧ください。  
なお、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても本検査の対象となります。

以上

令和2年8月21日

## インドネシア産バナナネモグリセンチュウ寄主植物に係る緊急の暫定措置の実施について

### 1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該害虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年2月、本線虫に係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたインドネシアの検査証明書を添付し、我が国に輸入されたアンスリューム (*Anthurium* spp.) 苗から、当該線虫を検出。
- (3) このため、インドネシア側で植物検疫措置が適切に実施されているかについて、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認することとし、本線虫の侵入防止の徹底を図ることが必要。

### 2. 緊急の暫定措置

緊急の暫定措置として、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を実施。

#### (1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドネシアから輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる植物

#### (2) 対応を行う期間

令和2年9月4日から当面の間

#### (3) 検定

##### ① 栽培の用に供する植物

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下「規程」という。）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施

##### ② 栽培の用に供しない植物

規程別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行い、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施